

# ひょうごJCC

兵庫県協同組合連絡協議会機関誌

37

1997.7.4

- 1. 協同組合活動スナップ ..... 1
- 2. ロシアタンカー「ナホトカ号」重油流出にかかる  
経緯について ..... 2~3
- 3. ひょうごの協同組合一活動紹介 ..... 4~7  
生協、JA、漁協、森林組合

Contents

- 4. 第75回国際協同組合デーを迎えて ..... 8~9
- 5. 協同組合間提携を促進するために ..... 10
- 6. 賀川と現代 ..... 11  
前兵庫県生活協同組合連合会 専務理事 辻川忠隆
- 7. 協同組合研究短信<No.20> ..... 12

## 協同組合活動スナップ



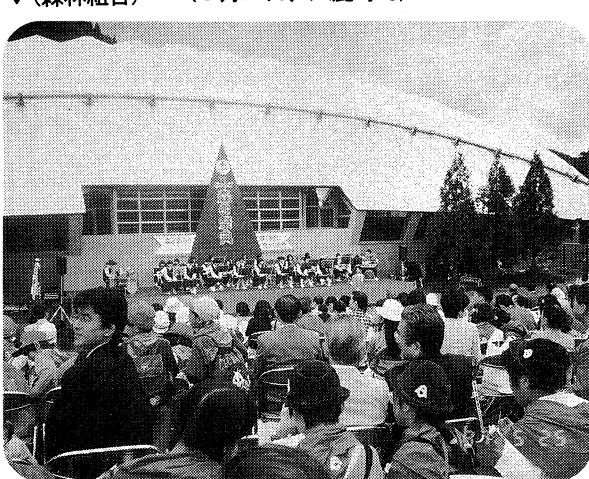
新鮮日本海お魚まつりを開催 (漁協) △  
(5月27日、ポートピアホテルで)



△(JA) 六甲アイランド小学校5年生が田植えを体験  
(6月10日、稻美町で)



県下の生協は年度方針を決めるため5・6月  
一斉に総会、総代会を開催する。県生協連は  
5月20日に総会を開催した。 (生協) ▽



●97ひょうごの森の祭典  
▽(森林組合) (5月25日、八鹿町で)

### ●編集発行

兵庫県協同組合連絡協議会(兵庫JCC)  
Hyogo-ken Joint Committee of Co-operatives  
生協・JA(農協)・漁協・森林組合

### ●兵庫JCC事務局

兵庫県生活協同組合連合会 TEL (078) 391-8634  
兵庫県農業協同組合中央会 TEL (078) 333-5888  
兵庫県漁業協同組合連合会 TEL (078) 652-3444  
兵庫県森林組合連合会 TEL (078) 341-5082

## ロシアタンカー「ナホトカ号」 重油流出にかかる経緯について



香住漁港にて

ロシア船籍のタンカー「ナホトカ」が隠岐島北北東106km沖で沈没し、重油流出事故

が発生して6ヶ月が経過しました。本県の但馬海岸への漂着重油の回収は大勢の方々の必死の努力により何とか集結を迎え、去る4月5日に「回復宣言」がなされました。この間、漁業関係者は漁にも出られず回収作業に明け暮れ、厳しい風雪の中で肉体的にも精神的にも疲労の極みに達していました。岩場に付着した油は一つ一つ手で拭き取るしかなく、回収作業は遅々として進まず長期化したものでした。

事故発生後に兵庫県漁連が設置した「兵庫県漁連ナホトカ号重油流出事故対策本部」では、被害を受けた漁業者並びに関係漁協を支援するため、但馬支所を事務所とし、発生する諸問題の解決に取り組みました。特に但馬海岸153kmを踏査し、漂着油の精密な実態を報告した「漂着マップ」は、県の回収マニュアル作成など、回収対策の推進に大きな役割を果たしました。

回復宣言がなされ漁業関係者もほっとしましたが、風評被害の影響等の回復にはまだまだ時を要するものようです。但馬海岸はもとの美しい海岸になっています。魚介類も安心して頂ける状況ですから、どうかこの夏には旧来に増しましてご来訪頂きますようお願いいたします。

また、兵庫JCC関係の皆様にはボランティアとして油回収作業を手伝っていただきたり、ご丁重なるお見舞金等をいただき誠に有り難うございました。この紙面をお借り致しまして厚くお礼申し上げます。



1/2(木) 隠岐島北北東106kmの海域で「ナホトカ」船首部が脱落後部沈没。(水深2,000m付近)

1/4(土) 周辺海域で操業中のベニガニ漁船の一部が、漂流油のため操業できず回避しながら漁場移動して操業と香住無線局で傍受。

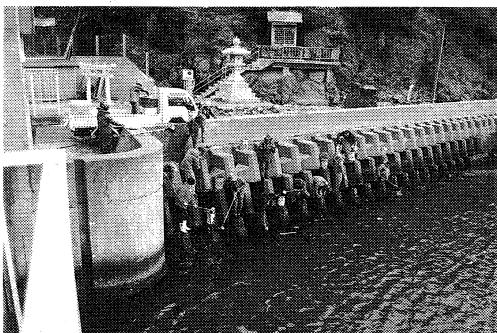
1/5(日) 香住無線局にて情報収集のため待機。

1/7(火) 漂流船首部が福井県三国海岸に漂着座礁。

1/8(水) 香住保安署巡視艇「こまゆき」竹野沖5海里的海域で、南東方向へ移動する漂流油塊を確認。香住保安署長は但馬沿岸流出油災害対策協議会(以下流対協)を発動し、豊岡ブロック(北但消防本部・津居山港漁協・豊岡市)に監視警戒体制を指示。柴山港灯台沖に油塊発見。流対協・香住ブロック(美方消防本部・香住町・香住警察・香住町漁協・柴山港漁協)に即応待機体制を指示。

1/9(木)

香住町から豊岡市海岸に油塊漂着(第1波)香住保安署長



津居山港にて

は一市三町に対し対策本部の設置を要請。漂着油回収作業実施。災防センターに漁連・5漁協が回収作業を実施する旨報告。

1/10(金) ナホトカ号船主対策本部設置。

1/11(土) 調査船「たじま」工事作業船による海上油回収作業開始。

1/12(日) 県・但馬県民局は、警戒本部を対策本部に改組。香住保安署より海上回収作業に漁船の出動要請があり五漁協に対し各6隻出動要請実施。

1/13(月) 漁船による海上回収作業本格実施。回収油の

搬出開始(姫路)。

1／15(水) 貝原県知事現地調査。

1／16(木) 但馬地区漁業協同組合協議会開催。県漁連小川会長来但。漁種代表者によるN号油流出事故に係る対策会議(漁連に対策本部の設置の要請／今後の補償交渉、諸問題への対応は漁連を窓口にする／地区協より1月末まで一本釣、浅海漁業の操業自粛を要請する／操業できる漁業は続け、出来るだけ回収作業を実施)。全漁連、ナホトカ号油濁事故被害対策協議会・幹事会第1回合同会議開催。



浜坂漁港にて

1／17(金)  
ロシアタンカー重油流出事故対策但馬地域連絡協議会設置。

1／18(土) 豊岡市で男性(77歳)回収作業終了後帰路急性心不全で死亡。

1／19(日) 時化にて香住町・竹野町を中心に油塊が漂着(第2波)

1／21(火) 石川・福井県で回収作業による死者発生。

1／22(水) 兵庫県漁連「ナホトカ号」重油流出事故災害対策本部第1回対策会議。第2回全漁連ナホトカ号油濁事故漁業被害対策協議会。

1／23(木) 全漁連・被害関係県漁連が自民党に陳情要望。

1／24(金) 新潟県で回収作業にあたった男性死亡。(累計4名)

1／26(日) 陸上自衛隊150名回収作業開始。

1／27(月) 但馬地区協議会。

1／28(火) 第2回全漁連ナホトカ号油濁事故漁業被害対策協議会幹事会。

2／3(月) 京都府において回収作業にあたった男性死亡。

(累計5名)

2／4(火) 兵庫県漁連「ナホトカ号」重油流出事故災害対策本部第2回対策会議。漁種代表者によるナホトカ号油流出事故に係る対策会議。

2／7(金) 第3回全漁連ナホトカ号油濁事故漁業被害対策協議会。漂着油の現況調査打ち合わせ会議。

2／9(日) 但馬地区協議会対策会議。

2／15(土) 但馬地区協議会対策会議。

2／20(木) ロシアタンカー重油流出事故対策打ち合わせ会議。

2／24(月) 但馬沿岸漂着現況調査、漂着マップを県・市町・漁協に配布。漁連対策本部より竹野町に対し要望書提出。

2／25(火) 漁連対策本部より豊岡市・香住・浜坂町に対し要望書提出。但馬地区協議会対策会議。

2／26(水) 全漁連ナホトカ号油流出事故漁業被害対策実務担当者打合会。

3／6(木) 陸上自衛隊第三特科連隊、豊岡市搬出開始。

3／8(土) ロシアタンカー重油流出事故対策但馬地域連絡協議会。陸上自衛隊第三特科連隊、豊岡市搬出終了。

3／10(月) 陸上自衛隊第三特科連隊、香住町回収作業開始。

3／13(木) 但馬地区協議会対策会議。

3／19(水) 陸上自衛隊第三特科連隊、香住町回収作業終了。

3／22(土)

但馬海岸クリーニング大作戦実施。



3／23(日)

柴山地区無南垣にて但馬海岸クリーニング大作戦実施。

4／5(土) 重油流出事故対策但馬地域連絡協議会において回復宣言。

(報告：兵庫県漁連)

## ひょうごの協同組合活動紹介

### 生 協

#### 自立した市民の協同の力で 人間らしいくらしの創造と 持続可能な社会の実現を

国際協同組合同盟(ICA)の協同組合原則改訂を受けて、日本生協連が1995年10月から検討を続けてきた21世紀に通用する生協運動の理念を、さきほど(6月12日)開催した全国総会で採択しました。

これは、人類史的な社会の変革期にあって、なによりも人々の幸せを大切にして行動する生協の意思を表しています。人間は、一人では生きていけません。個々人の自主性、自発性、個性を大切にし、年齢、性別、価値観の違いなどを、相互に認めあいながら、助け合って人とひとが共生できる社会づくりをすすめていくことを、21世紀の生協の理念としたものです。

この理念と、ビジョン(生協運動がめざす10年後の姿)をあわせて決定したものです。ビジョンは、総合的な目標を表すトータルビジョンと、分野別の目標を表す4つのビジョンからなり、それぞれにサブタイトルと説明を加えたものとなっています。(以下はその抜粋です)

#### トータルビジョン

信頼される事業と活動を通じて、人間らしいくらしの創造と持続可能な社会の実現に積極的役割を發揮しています。

#### ビジョン1(暮らしに役立つ事業と活動)

組合員の多様で広範な参加で、くらしの願いを実現しています。

#### ビジョン2(ゆるぎない経営)

未来開発に挑戦できる経営基盤を確立し、マネジメントを革新し続けていきます。

#### ビジョン3(開かれた組合員組織)

自発性と多様性が息づく、開かれた組合員組織を創造していきます。

#### ビジョン4(コミュニティへの貢献と協同)

国内外の人々と手をつなぎ、広範な協同の輪を創り上げています。

ところで、全国の組合員総数は1,941万人を数え、生協の組合員組織率(総世帯数に占める生協組合員世帯の比率)も、兵庫県の63.3%を最高に、全国平均では、30.6%(95年3月末、週刊東洋経済臨時増刊『地域経済総覧1996年版』)となっています。この値に比例して、生協への期待や社会的役割が高まっており、協同組合の倫理的価値(誠実、公開、社会的責任そして他人への配慮)に則した取り組みがこれまで以上に求められているといえるでしょう。

#### 生 協 の 概 要

区分 項目	兵 庫 県			全 国 (推計)		
	組合数	組合員数(人)	事業高(百万円)	組合数	組合員数(千人)	事業高(百万円)
購買	19	1,431,942	396,085	513	16,600	3,143,200
医療	8	131,650	12,504	124	2,000	236,500
共済・住宅	9	1,153,496	17,179	10*	810	11,200
総 合 計	36	2,717,088	412,860	647	19,410	3,390,900

(注) いずれも、1997年3月末現在の数値。

\* 1 日本生協連加入生協の数

各数値は、連合会の会員統計である。

**J A (農協)**

## 本格的な高齢者福祉 活動の取り組みへ

わが国の人ロに占める高齢化率(65才以上の割合)は、世界でも例をみないスピードで進行しています。

兵庫県でみると14.8%（平成9年2月）となっていますが、25%を越える市町は、平成6年の9市町から21市町に増加しています。このことは、組合員自身の高齢化率の高い地域、すなわち農村部のJAを中心に、どのように対処するかという新たな問題が提起されています。

組合員の老後の支えとしてだけでなく、開かれた地域づくりをめざすJAとして、高齢者福祉事業は今後取り組むべき大きなテーマとなっています。

JAが行う高齢者対策活動について、具体的には①福祉に対する組合員や、地域社会の認識を変えていく「福祉啓発活動」、②元気な高齢者に対する「生活充実対策活動」、③ひとり暮らしや、寝たきりになった高齢者に対する「生活援助対策活動」などがあげられます。が、県下のJAでは次のような活動を展開しています。

### 県下JAの高齢者対策活動

平成4年の農協法の改正により、JAの高齢者福祉活動が法的に認知されたことから、本県JAでは、いちはやくホームヘルパー養成に取り組むとともに、

ホームヘルパー活動の出発点としてのJA助け合い組織の結成に取り組んでいます。

兵庫県下JAにおけるヘルパー養成状況は、3級課程養成については平成4年からスタートしており、取り組みJAは29JA(63%)、修了者は1,204名となっています。また、身体介護のできる2級課程養成は、平成6年よりスタートし、取り組みJAは18JA(39%)、118名が修了しています。

また、ホームヘルパーの活動拠点となる助け合い組織づくりは、高齢者福祉活動の出発点であり、本県では11組織が結成されています。(平成9年3月末現在)

さらに、平成6年度からJAたじまが豊岡市の公的サービスを受託。平成8年10月より、JA稻美野が稻美町から、また、JA加東郡が平成9年7月より社町と東条町から受託をうけ、活動を展開しています。

公的介護保険による在宅介護・施設サービスは、平成12年のスタートが予定されていますが、この中でJAはサービス提供機関として、またケアプランナーとしての役割を期待されています。これらの活動は、行政をはじめとする公的機関との連携を前提とした取り組みが不可欠です。

これからも、県下JAはホームヘルパーをはじめとするマンパワーの養成と、助け合い組織の設置、ホームヘルパーの活動拠点となるデイサービス施設の設置などをすすめていきます。

### JA(農協)の概要

項目	兵庫県	全国	項目	兵庫県	全国
連合会数	15連合会	558連合会	年間販売事業高	898億円	6兆116億円
総合JA数	46組合	2,064組合	年間購買事業高	1,120億円	5兆922億円
組合員総数	33万7千人	8,966千人	貯金高	3兆4,705億円	67兆6,963億円
「家の光」発行部数	50千部	150万部	長期共済保有高	15兆5,216億円	383兆1,937億円

- (注) 1.組合員総数及び年間販売・購買事業高(全国)は総合JAの取扱高で、平成8年3月末現在。  
 2.総合JA数は兵庫県、全国とも平成9年6月1日現在。  
 3.「家の光」発行部数は平成8年12月号。

**漁 協****新たなる漁業の幕開け****平成8年度県漁連の主な活動状況**

平成8年度は、国民の祝日として制定された第1回目の「海の日」にあたる昨年7月20日に、我が国に対する国連海洋法条約が発効され、「領海法」「排他的經濟水域及び大陸棚に関する法律」など新たな法制度が整備されるとともに、海洋環境保護の規制も強化され、まさしく私たち漁業関係者にとって記念すべき海洋法幕開けの年となりました。また、こうした動きに連動して、本年1月1日より国際海洋法条約の義務である漁獲可能量制度(TAC制度)が実施され、我が国漁業が新しい漁業秩序のもとに、その第1歩を踏み出しました。これを契機に私たち漁業関係者には資源管理型漁業の推進に一層力を注ぎ、資源を将来にわたり持続的に利用できるようなシステムの確立が求められています。

一方、本県においても県下の漁業・漁協経営が大変厳しい中、但馬地区においては本年1月にロシアタンカー「ナホトカ号」重油流出事故が発生し、漁業者は大きな被害を被りました。4月には安全宣言を出したが、今後も消費者への影響が憂慮されています。また、内海地区においては基幹漁業であるのり養殖が、漁期当初より平均単価がここ数年をみても最も高い水

準で推移しましたが、3月に入り色落ちが顕著となり、今後の養殖方針を再検討する必要に迫られています。

このような苦しい漁業環境が続く中ではありますが、平成8年9月に本会は合併20周年を迎えることができ、本年度は次の7つの重要な柱を実施し、新たなスタートをきりました。

1. 漁村を担う人づくりの推進
2. 漁協合併の推進

本会組織も合併対策室を改め組織強化推進部を新たに設置し、漁協合併も6地区の重点推進地区を設定する等合併推進体制を見直しました。

3. 漁業資源の保護増強対策の推進

「ガザミふやそう会」や「バックフィッシュ運動」を支援し、またズワイガニ放流も行いました。

4. のり養殖漁業の振興

5. 漁場環境の保全・遊漁対策・操業安全対策の推進

漁業環境汚染防止のため、漁場環境調査の実施をはじめ、石けん普及の推進、大阪湾クリーンアップ作戦への参画など諸施策の推進に努めました。

また、ナホトカ号重油流出事故対策として、本会但馬支所内に「対策本部」を設置して諸対策の推進に努めました。

6. 協同組合間提携と水産物の販路拡大

7. 系統利用の向上と購買品の安定供給

**漁 協 の 概 要**

項目	兵 庫 県	全 国	項目	兵 庫 県	全 国
連合会数	2連合会	108連合会	年間購買高	76.2億円	1,516億円
単位組合数	66組合	2,000組合	年間販売高	596億円	7,378億円
組合員総数	9,989人	486,952人			

(注) 数字は平成7年3月末現在(全国)

平成8年3月末現在(兵庫県)

**森林組合****森と人との共生**

「人とひとの心がふれあう、暮らしそよい兵庫をめざして」を基本理念とした本協議会のなかで、私共の団体は「森林の保続培養を図り、もって国民経済の発展に資する」つまり森林の持つ公益的機能を發揮するよう手入れすることをも担う団体と位置づけられています。

総理府の世論調査によりますと、9割以上の人人が「森林に親しみを感じている」とあり、森林に出かける人も年々増加していることは、自然指向やふるさと指向の高まりにもみられるように、ライフスタイルが多様化し、森林のもつ保健・文化・教育機能に対する関心が次第に高まっていることを示しているのでしょうか。

片や森林には所有者があり、そのほとんどは私有財産ですが、森を訪れる人々がこの森林の提供してくれいろいろな公益的機能を享受(満喫)しても減るものではないし、その料金の設定などとうてい不可能なことでしょう(例えばハイキング、散策等)。

この点では、所有権があつてないようなもの、いや、むしろ公共の物という傾向が強いでしょう。

“森林と人との共生”からも当然好ましいことで、大いに親しんでいただきたいものです。

一方、森林・木材産業界では、我が国木材需要量の8割が輸入であることの影響もあり、国産材関連産業が永年にわたり低迷しているなか、森林所有者にとっては資源の再生産を持続できる林業そのものが業とし

て成り立たなくなり、また日本文化と深くかかわってきた雑木林や里山林も、燃料革命以来薪炭も消えて久しく、手入れをして森林と人とが共生できる多様で美しい森づくりを、という所有者もずいぶん減り、外見上は緑であつても中身は荒れ果て散策・見廻りもままならず、緑の効用(公益的諸機能)が減少しつつあります。

私共森林組合は、一部阪神間を除き県下に52組合あり、ここには約千人の作業班員(グリーンインパルスを含む)が森林整備の作業に携わっています。

この方々を林業の担い手ともいうのですが、農業や漁業にはない月給制の森林整備作業員で、宇宙船地球号の整備員とは言い過ぎでしょうか。

「ホトトギス 自由自在に 聞く里は 豆腐屋に二里 酒屋に三里」という天保年間に読まれた狂歌の時代と変わりなく、都市に比べ何かと不便な山里で豊かな森づくりに汗することは、大変苦労なことなのです。

森林整備には経費を要することとて、業として成り立たない昨今、所有者の関心は薄くなる一方、山村では高齢化・過疎化が進み、これらと相まって、このあたりから総称し森林・林業は疲弊しているといわれるゆえんで、森林組合経営も苦しい時代に来ており、明日を模索しております。

こうした状況を背景に、活性化のため、森林と人の共生のため、いろいろ関連施策が講じられているところであり、皆様方の視点からも、お知恵を拝借したいと願っております。

**森林組合の概要**

項目	兵庫県	全国	項目	兵庫県	全国
連合会数	1連合会	47連合会	総事業取扱高	900百万円	388,969百万円
単位組合数	52組合	1,455組合	林産事業	33千m <sup>3</sup>	3,088千m <sup>3</sup>
組合員数	68千人	1,717千人	新植面積	760ha	35,183ha
払込出資金	88百万円	42,563百万円	保育面積	17,716ha	628,938ha

(注) 全国、平成7事業年度、兵庫県平成7事業年度。

## 第75回国際協同組合デーを迎えて

### —兵庫JCC 兵庫県記念大会を開く—

第75回国際協同組合デーを迎へ、平和とよりよい生活をめざして、協同組合運動の前進を誓いあい、より一層の協同組合間提携の強化をめざして1984年7月7日の第62回国際協同組合デーを契機に設立された兵庫県協同組合連絡協議会(通称・兵庫JCC)は今年で13年を経過しようとしています。

今年の兵庫県記念大会では、「食卓から現代の食を考える」をテーマに記念講演を行うこととしています。

この国際協同組合デーを契機に、協同組合運動の意義を確認しあい、協同組合間の提携・協力がいつそう前進することを期待します。

今年、第75回国際協同組合デー兵庫県記念大会を次の内容で開催します。

#### 国際協同組合デーとは?

協同組合デーは、毎年7月の第1土曜日に、全世界の協同組合員が心を一つにして協同組合運動の発展を祝い、平和とよりよい生活を築くために、運動の前進を誓いあう日です。

この国際協同組合デーは、協同組合運動の発展と普及を進める記念日として、当時のICA会長ゴードハート氏が中心となり、1922年10月ドイツ・エッセン市において開催されたICA中央委員会で討議・了承され、翌1923年、第1回のデーが当時の世界22ヶ国の組合員により祝賀されました。当時から各国ではポスター、リーフレットの配布、祝典、講演会、音楽会等の催しが盛大に行われていました。

国際協同組合デーは、伝統ある記念行事として今も愛されています。

#### 第1部 記念式典

- 主催者あいさつ
- ご来賓ご祝辞
- 兵庫JCC宣言

#### 第2部 記念講演

「食卓から現代の食を考える」

講師 辻学園調理技術専門学校技術教育本部

本部長 爲後喜光氏

#### ICAからのメッセージ

#### —世界食糧安全保障への協同組合の貢献—

国連食糧農業機関(FAO)は、食糧安全保障—必要な食糧に対する人々の基本的な権利を保障することは、国際社会が直面している最も大きな課題であるとしています。食糧安全保障の問題は、低所得の食糧の不足している諸国で最も深刻化しています。世界中の貧しい人々の大半は農村に居住しており、雇用や収入面で農業に直接依存しています。なかでも特に虐げられているのは女性であり、女性は世界の貧しい人々の「サイレント・マジョリティー」であるとFAOは強調しています。開発途上国では農村の女性が食糧の80%までを生産しています。しかし調査によりますと、こうした女性にはほんの僅かの所有権しか与えられておらず、女性に対する融資額は全体の僅か10%、また女性に対する農業研修も全体の5%に抑えられています。そして今年は更に状況が悪化しています。

今後、増加する人口の栄養ニーズを満たす責任は、各農家や協同組合などの農業組織に大きくかかるべきことでしょう。既に現在でも農業協同組合は、十分な力を發揮しています。農業協同組合が担う生産高は、

全農業生産の約3分の1を占めており、その金額は5,220億米ドルに及んでいます。こうした協同組合は多数の諸国の経済において重要な立場を占めており、国内の食糧供給に大きく貢献しているとともに、食糧の輸出者としても重要な存在となっています。農業協同組合は、環境問題や消費者の食物の安全性に対する懸念に配慮しながら、より高い生産性を実現するよう求められることになるでしょう。

ただし農業協同組合だけが、食糧保障に貢献する唯一の協同組合というわけではありません。協同組合運動の多面的な性格は、食糧の生産と利用の改善のあらゆる側面に貢献しています。例えば漁業協同組合は重要なタンパク源を供給していますし、消費生活協同組合は都市においても農村においても、多くの人々の購入できる妥当な価格で、安全かつ高品質の食糧を提供できるように取り計っています。さらに金融部門の協同組合(銀行、信用組合、貯蓄・信用組合、及び保険組合)は、食糧の生産と流通を確実に行えるよう、農業・消費部門に対して極めて貴重なサービスを提供しています。

こうした様々な協同組合に共通する要素は、民主的に運営されている共同所有の企業として、組合員の自助努力を支援しているという点です。協同組合は、所得や雇用をもたらし、地域の発展に貢献しているのです。

食糧利用は、持続可能な開発全般とも関連しています。協同組合運動では、過去何十年にもわたって、持続可能な開発と環境の問題に注視されてきました。また最近では、1992年の国連環境開発会議、そこで採択された「アジェンダ21」などの国連のイニシアチブを支援して、グローバルなレベルの活動が展開されています。

1992年に環境と持続可能な開発についてリオで開催された会議の後、ICAは環境と持続可能な開発に關

する決議を採択し、以後5年間協同組合運動に対するコミットメントを世界に向けて宣言してきました。そして協同組合運動の持続可能な開発計画として、「協同組合アジェンダ21」を、1995年のICAの100周年記念会議で採択しました。協同組合アジェンダ21には、持続可能な開発を促進する行動が掲げられ、協同組合は人々の組織として、環境の保護と持続可能な開発の問題を取り扱うのに理想的な組織であることが指摘されています。また協同組合アジェンダ21の文書には、各協同組合の具体的な目標が示されています。例えば農業協同組合は、植物及び動物の遺伝子資源、土地及び水資源の保全を促進することによって、持続可能な農業を進めていくと約束しています。消費生活協同組合や、住宅、金融、旅行、労働者、及びエネルギー部門などについても、環境的に実現可能で、社会的に支援でき、経済的に健全な、協同組合運動の目標が定められています。

ただし、食糧安全保障の改善と持続可能な開発の達成は、政治的、財政的イニシアチブを含めたグローバルなプロセスの一環として行わなければなりません。そのためには技術的、啓蒙的な活動が必要であり、実際的で首尾一貫した革新的戦略をまとめなければなりません。そしてこうした問題と取り組むためには、民間組織間や民間・公共組織間のパートナーシップが必要となるでしょう。

ICAは、その他の組織や各国の政府と協力して、世界の増加する人口に対して食糧を保障するという課題に取り組むよう、会員に求めていました。次世代の協同組合員が持続可能な環境を享受できるよう協同組合アジェンダ21を実行するように、様々な経済部門に属する協同組合に求めているのです。

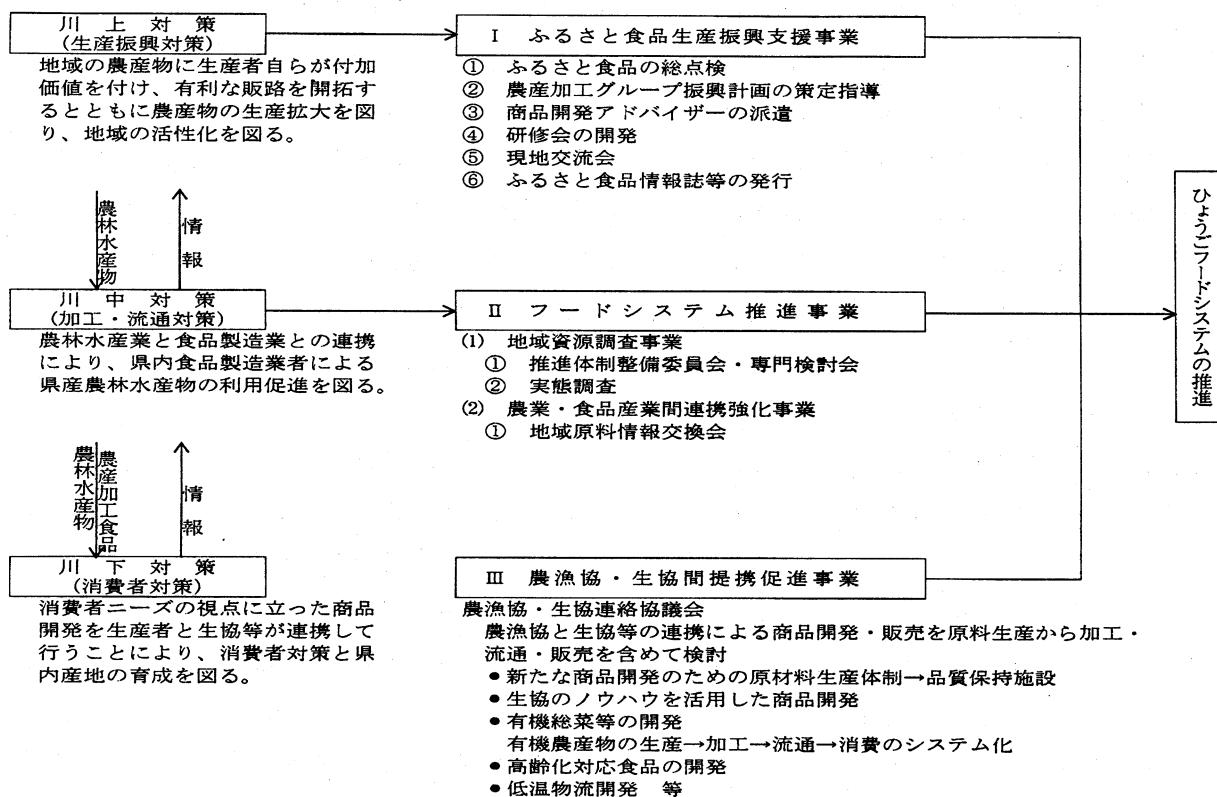
1997年7月5日

国際協同組合同盟(ICA)

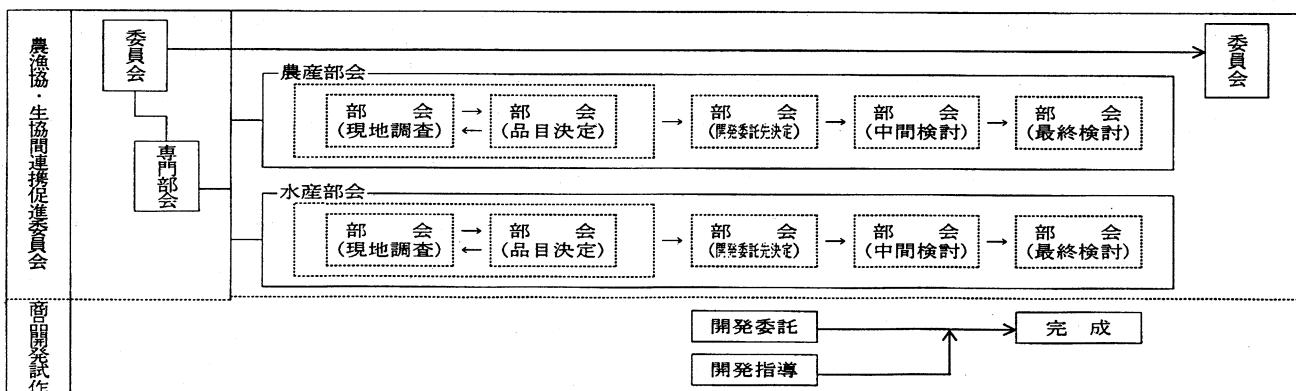
## 協同組合間提携を促進するために ～兵庫県とともに協同組合間事業促進委員会を設置～

兵庫JCCは、産地の育成と消費者のトータルな生活の安定に寄与しようと「協同組合間提携事業促進委員会」を5月9日に発足しました。この事業は、兵庫県がすすめる「ひょうごフードシステム高度化総合計画」の一環で、従来の食糧供給システムを今日の状況に的確に応えることのできるよう、質的に高度化しようとする計画のうち、生産者と消費者の連携の課題を協同組合間提携で行おうとの趣旨です。

### ひょうごフードシステムの推進イメージ



### 事業の流れ(例)



特別寄稿

## 賀川と現代

～経済の倫理化をめぐって～ 3回シリーズその③

前兵庫県生活協同組合連合会

専務理事 辻川忠隆

### 自由と道徳の共存

「自由」を放任するのか。「自由」を国家権力によって規制するのか。すでに両者には「否」という答えが出された。そして第三の途として、「自由」と「道徳」の共存の途が途場するのである。それこそ賀川が、神戸のスラム街で死線を越えて分知した「自立と相互扶助」の原理である。

それは、「自愛心」を「他愛心」と共存、共生させる途である。ハイエクは、その場合の道徳は決して第三者から強制されるような性格のものであってはならないと言う。「自生的秩序」と彼は言う。それは、自発的、自然発生的であり、集団のなかに長年の試行錯誤の上で定着した行動規範の体系ともいるべきものである。

賀川は「自由組合論」の中で、「真の社会であるためには、必ずしも自由なる成長によって出来上った社会でなくてはならない」「自由組合主義は、内側から涌いてくる目醒めたる自我の確立によって社会を改造せんとするものである。彼が自発的に目醒めて、力強き自発的精神をもって運動に参加するのを待つのである」と述べている。

賀川が経済の倫理化を主張してから七十年近く経つ。糸余曲折を経て今日、経済学者や識者の中に、モラルと利他主義の必要を説く人たちが増えはじめている。

アイヴァン・ヒルは「倫理は第二義的な事柄でなく、開放的な市場経済を機能させるためには、第一義的、核心的な問題である」(経済的自由と倫理)と言う。

また、梅原猛は「倫理的契機、すなわち利他の契機を増大させることによって、新しい資本主義がスタートするのではないか。……資本主義の原点に帰って、倫理的道徳的な資本主義をつくるより他に、対応策はない」(哲学への回帰)と言っている。

### 経済倫理化と三原則

さて、賀川の「経済の倫理化」の主張は、具体的な中身をともなっている。

「新協同組合要論」の中で、賀川は「資本主義の癌は何をもって救うか?」と問いかけている。そして「ここに一つの道がある」として、ロッヂデール組合を示す。今日の協同組合の発祥となったこの運動こそ、人格的経済運動であり、倫理的意識運動だという。

そして、その中身はロッヂデール組合が自生的に編み出した三つの原則に集約されているという。

それは、(1)利益払い戻し (2)持分の制限 (3)一人一票の裁決権、であった。

経済倫理化運動の第一は、利益の還元である。利益は、みんなの協力によって生まれたものであるから、それに携わった人々に還していくという原則である。賀川はこの原則を資本主義の弊害を防ぐ、一つの「経済道徳」と呼んでいる。

第二は、持分の制限。株式会社では、過半数の株を保持すれば、会社の決定権を掌握したことになる。そこに偏った株主の利己的な専制をゆるす余地が生じる。この原則は、一組合員の出資金の持分は、全体の四分の一までと決めることにより、資本の集積の弊害を排除しようとするものである。

第三は、一人一票の裁決権である。株の多寡によって決定権が左右するのではなく、一人一人が決定権をもつ。この原則はまた、企業や団体の民主的運営を求めるものである。規模が大きくなってしまっても、集約と分散のバランスを正しながら、権力の集中を排除していく。あるいはまた、これは一人一人の意志表示の可能な決定適正規模を云々しているのかも知れない。

ロッヂデールの組合は、このように資本主義経済の弊害を排除していくことをとした。自由競争によって生じる所得や富の不公平を、法律や権力の強制によらず、自発的に倫理的な相互扶助の方法で解決していくことを志したのであった。

### おわりに

今まで述べてきたように、資本主義における経済倫理化の必要性の認識が高まるなかで、そのモデルであり、実践組織である協同組合に社会的な責任が重くのしかかってきている。われわれは、この三原則に限らず、現代的な課題のなかで、経済の倫理化に取り組み、社会に広がりをもつ自生的秩序を創成していくなければならない。

最後に賀川の言葉を一言とどめて、筆を置くことにしよう。それは七十年前の言葉であるが、今日、どのように変わっているのであろうか。

「日本の産業組合(協同組合)は、今まで雛壇に飾られたように、倫理運動の自覚も意識経済の根本認識も持たずして発展してきた。そのために組合員数だけは増加したけれども、組合組織においては欠けたものがある」(産業組合本質とその進路)

(おわり)

### 【参考文献】

賀川豊彦協同組合論集

賀川豊彦全集(9)

賀川豊彦

隸属への道

アダム・スミスの失敗

ケインズ一般倫理入門

経済的自由と倫理

自由市場の道徳性

経済倫理学序説

哲学への回帰

産業主義を超えて

明治学院大学生協

キリスト新聞社

岩波書店

春秋社

草思社

有斐閣

創元社

勁草社

中央公論社

PHP

中央経済社

## 協同組合研究短信<No20>

### 各国協同組合法の邦訳

今年5月開催の日本協同組合学会春季研究集会は、『日本協同組合法制をめぐる諸問題／統一協同組合法の可能性を探る』を共通論題とした。

報告中に、工学院大学講師・山岡英也氏による「海外協同組合法制と日本」があった。氏は、先進国の法制を ④民法典・商法典の一部を構成するもの ⑤単行法を立てるもの ⑥産業政策上の特別法によるもの ⑦その他と大別されたが、本欄では、このうち、どこの国のどの分野のものが邦訳で読むことができるかにしぼって紹介しておきたい。

#### ドイツ

ドイツ産業及び経済組合法、戦前には、1889年法、1897年改正法の全訳を農商務省、産業組合中央会の資料で利用できたが、戦後は、法制度の仕組みの紹介を中心で、1989年の改正を含むものの全訳がなったのは、ようやく昨年になってからである。

青山学院大学の法学部教授・関 英昭氏他2名の研究者により逐条ごとに独文をそえ、訳し終えた。発表誌は『青山法学論集』1994年から96年にかけ、6分冊に掲載した。

東京都信用金庫協会研究センター訳に「ドイツ協同組合制度」日本経済評論社(1990年)というのがあるが、組織法としての特色を解説するにとどまっている。

#### フィンランド

フィンランド協同組合法(1954年)は、1989年大改正分までが「フィンランドの協同組合と協同組合法」『生協総研レポート・4』1992年12月刊に全訳されている。訳者は、日本フィンランド協会専務理事・早川治子氏等3名、全て女性である。5年前の刊行であるが、生

協総合研究所には残部がない。

#### フランス

フランス生産労働者協同組合法(1978年)日本労働者協同組合連合会編「ワーカーズコープの挑戦」労働旬報社、1993年刊 2,427円に海外協同組合研究者・石塚秀雄氏が全訳を入れた。

#### スペイン

スペイン協同組合法(1987年)は、富沢賢治氏他4氏による『協同組合の拓く社会／スペイン・モンドラゴンの創造と探究』みんけん出版 1988年刊 2,300円中に上記の石塚秀雄氏訳が収録されている。同書には、石塚氏訳のモンドラゴン協同組合基本原則(1987年)をそえている。

#### 韓国

韓国農業協同組合法(1961年)、1988年の大改正法を当時は、農林中金研究センターの研究員であった上掲山岡氏が「韓国農協制度の民主的／付・改正韓国農業協同組合法(全文)」同センター『研究資料・8』1990年1月刊に訳出されている。

以上に見られる通り、主要国の法制も、条文まで見ようと思うと、わずか数か国分が、数冊にも分かれて収録され、且つ半分は、市販資料でないのである。

海外協同組合法制を研究・視察した報告書、日本生協連法・制度問題研究会編「歐州の協同組合法制度に関する報告書」日本生協連、1995年 3,000円で生協分を、農協分は古いが農林中央金庫調査部編刊「歐州農協制度等実態調査報告書」1983年刊が頼りになる。

(古桑 實・協同組合図書資料センター)

#### 編集後記

ポイ捨て禁止条例スタート  
神戸をきれいな街にしましょう。  
(T)